

技能実習生が外国人の新規入国制限の見直しを利用して入国する場合に関する
よくあるご質問について

Q 1 「一般監理事業の許可を得た監理団体の実習監理を受けていること」が条件の1つとなっているが、当該監理団体に属する実習実施者（会社等）も技能実習法上の優良な実習実施者の要件を満たさなければこの制度を利用できないのか。

A 1 一般監理団体による実習監理を受ける場合、実習実施者が優良な実習実施者でない場合も、本制度を利用することができます。

Q 2 「一般監理事業の許可を得た監理団体」とはどの時点か。計画認定を受けた時点では特定監理団体であったが、現在は、同団体が一般監理団体の変更許可を受けている場合はどうなるか。

A 2 業所管省庁へ申請を行う時点で、一般監理事業の許可を得ている場合には、本制度を利用することができます。

Q 3 「過去3年間において、技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと」が条件の1つとなっているが、技能実習法上の改善命令を受けた後、改善承認を受けている場合もこの制度を利用できないのか。また、行政処分等とは、何を指すのか。

A 3 改善命令を受けた後に改善承認を受けている場合であっても、当該改善命令が業所管省庁から審査済証を交付された日から過去3年以内である場合には、本制度を利用することはできません。

また、行政処分等とは、技能実習法第15条に基づく改善命令、同法第16条に基づく実習認定の取消し、同法第36条に基づく改善命令、同法第37条に基づく監理許可の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令を指します。

Q 4 特定監理事業の許可を得た監理団体の実習監理を受ける技能実習生はいつ入国できるのか。

A 4 その他の団体・企業の技能実習生の入国については、今後の水際対策等の状況に応じて受け入れていくこととなっており、詳細が確定次第、改めてお知らせいたします。

Q 5 在留資格認定証明書の交付年月日が古い者から業所管省庁への申請ができるとのことだが、最初に交付された在留資格認定証明書の有効期間が経過し、再度在留資格認定証明書が交付された場合はどうなるのか。

A 5 最初に交付された在留資格認定証明書の交付年月日をもって、業所管省庁へ申請を行うことが可能です。

この場合、再交付された在留資格認定証明書の写しの上欄余白部分に、最初に交付された在留資格認定証明書に係る作成年月日及び申請番号を記載してください。

Q 6 在留資格認定証明書の有効期間は経過していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国見込みが不明であること等を理由として、既に外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出している場合、再度技能実習計画認定申請を行わなければならないのか。

A 6 外国人技能実習機構に対し、改めて技能実習計画認定申請を行っていただく必要はありませんが、入国後速やかに技能実習期間を変更するとして技能実習計画軽微変更届出書を提出してください（なお、実習実施者が変わる場合は新規の技能実習計画の認定が、また監理団体が変わる場合は変更認定が、それぞれ必要です。）。

Q 7 今回の外国人の新規入国制限の見直しを利用しても、入国する時点で在留資格認定証明書の有効期間が経過してしまうおそれがあるが、在留資格認定証明書の有効期間は延長してもらえるのか。

A 7 2020年1月1日から2021年3月31日までに交付を受け、かつ、本制度を利用するものとして業所管省庁へ申請を行い、その承認を受けた場合に限り、在留資格認定証明書の有効期限（現在は2022年1月31日まで）から3か月（2022年4月30日まで）は有効なものとして取扱います。

Q 7-2 2022年2月以降に業所管省庁へ申請を行う場合の取扱いはどうなるのか。

A 7-2 本制度の実施状況を踏まえ、改めてお知らせいたします。

Q 8 今回の外国人の新規入国制限の見直しを利用する場合であっても、政府の要請により14日間待機となる場合は、在留期間も14日間延長されるのか。

A 8 当該14日間の待機により、付与された在留期間内で技能実習計画に定める目標を達成することが困難となった場合、地方出入国在留管理官署に個別に御相談ください。

Q 9 自宅待機期間中は、1人一部屋を確保する必要があるのか。

A 9 待機期間中は個室管理（バス、トイレを含めて個室管理ができる必要があります。）とし、外出はできません。

Q 10 自宅待機期間中に、入国後講習を実施してよいか。

A 10 「技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」
 (https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00158.html)
 のQ7-1の回答のとおり、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、音声と映像を伴うテレビ会議など、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法により実施することも可能としています（このような方法で入国後講習を行う場合であっても、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。）。
 入国後の自宅待機期間中においても、同様の方法で入国後講習を行うことが可能です。

Q 11 入国前に必要なPCR検査にかかる費用や、民間医療保険加入の費用、入国後の移動、待機期間中の食費等及び宿泊施設の確保に必要な費用は誰が負担すべきか。技能実習生に負担させることは可能か。また監理団体が負担した場合には、当該費用を監理費として、監理団体は実習実施者から徴収することはできるか。

A 11 技能実習法では、実習実施者には、技能実習を行わせる者としての責任のほか、技能実習生を雇用する者及び技能実習生の生活を支援する者としての責任があることを踏まえ、実習実施者が負担することが望ましく、技能実習生本人に負担させるべきではありません。団体監理型の場合は、監理団体が当該費用を負担した場合には、監理費のうち「その他諸経費」（技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護

に資する費用（実費に限る。))として、実習実施者から徴収することができますが、監理団体が当該費用を実習実施者から監理費として徴収する場合には、技能実習生本人に直接又は間接に当該費用を負担させることは技能実習法上禁止されていることにご留意ください。

なお、民間医療保険については、入国した日から日本の公的医療保険制度に加入ができる場合には加入不要です（この場合誓約違反とはなりません）が、たとえ1日でも未加入の日が生じる場合、その期間は民間の医療保険に加入する必要があります。